

2026 年 7 月 10 日

各 位

会社名 株式会社オルトプラス
代表者名 代表取締役 石井 武
(コード番号：3672 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員 石原 優
管理本部長 (Tel. 050-5306-9094)

第 12 回新株予約権の行使価額の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式会社オルトプラス第 12 回新株予約権（2025 年 12 月 26 日発行、以下「本新株予約権」といいます。）につきまして、発行要項第 10 項の規定に基づき行使価額の修正を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本新株予約権の行使価額は、2026 年 6 月 26 日以降、当社取締役会の決議により、決議日の直前取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値）の 90%に相当する金額に修正することができます（ただし、当該決議を行う日の直前取引日の 16 時までには、決議を行う旨を本新株予約権の新株予約権者に通知している場合に限ります。）。なお、下限行使価額（30 円）はかかる修正の下限として機能し、上記により算出される金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は、下限行使価額に修正されます。

したがって、本新株予約権の行使価額は、本日の取締役会決議に基づき、決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（28 円）の 90%に相当する金額（26 円※円未満切上げ）が下限行使価額（30 円）を下回るため、下限行使価額である 30 円に修正されることとなります。

なお、当社は本新株予約権を 1,300,000 個（目的とする株式数は 130,000,000 株）発行しており、本日現在、全てが未行使となっております。

記

(1)	名称	株式会社オルトプラス第 12 回新株予約権
(2)	行使価額の修正日	2026 年 7 月 10 日
(3)	修正前の行使価額	54 円
(4)	修正後の行使価額	30 円（下限行使価額）
(5)	修正事由	本新株予約権の発行要項第 10 項第 (1) 号に規定された行使価額の修正条項の適用によるものです。

（注）本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 11 月 20 日付で公表いたしました「第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 12 回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以上